

平成 2 2 年度 第 4 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 3 年 1 月 1 9 日（水） 午後 3 時～ 4 時 3 0 分
開催場所	松阪市役所 5 階 特別会議室
出席者 (敬称略：5 0 音順)	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成 2 2 年 1 0 月から 1 2 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について ・総合評価落札方式の試行について 議題 2 抽出事案の審議（坂本委員抽出） 議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について この第三四半期の実施入札は 157 件、内工事が 140 件、委託が 17 件で、請負契約額計は約 12 億 9 千万円で、平均落札率 83.93%、平均参加者 12.2 社であった。 ・指名停止措置の運用状況について この 3 ヶ月間は、PC 橋梁の談合事件の審決を受け独禁法違反で 6 件、建設業法違反で

	2 件、贈賄で 1 件の計 9 件の指名停止措置を行った。
● 抽出事案の審議（吉田委員抽出）	
○ 実施入札が 157 件あった中で、入札参加者数が 1 社のみであった案件が 4 件、入札参加者が 0 社で不調となった案件が 1 件、落札率が 100% であった案件が 1 件あったがどのような状況であったのか。また、入札参加者数が 5 社未満であった案件が 25 件あり、その内訳をみると審査会型の案件が 10 件、地域指定型の案件が 11 件となっていた。特殊な状況もあると思うが、どのような状況なのか。	まず、入札参加者数が 1 社のみであった案件について、361 号「青田栃谷線舗装修繕工事」は、元々入札参加者は 3 社あったものの、その前の開札でその参加者が落札業者となったため、同日落札制限の対象となり 2 社が無効となったものである。また、この案件が落札率が 100% となったことについては、落札業者が三雲の業者であったものの、施工現場は旧飯高町の蓮ダムの奥地にあることから、結果として高い応札額となったものが偶然一致したものと考えている。306 号「全国瞬時警報システム（J-ALERT）改修工事」については、本体工事である防災行政無線のシステムの中に新たに全国瞬時警報システムの機器を組み込む改修工事であり、本体工事の請負者でなくとも施工できる内容であったことから、希望価格型で一般競争入札に付し競争を図ったが、結果として、本体工事の請負者のみの参加となってしまったものである。285 号「第 22-104 号天王山配水池外電気計装設備更新工事」、325 号「宮町ポンプ場電気設備改築・更新工事」については、既設の納入業者が入札参加してくることが当然予想される中で、全国発注とし希望価格で公告して競争性を図った。ただ 100 社以上

○希望価格型で発注したケースに落札率が60%台のものがあるがどのような内容なのか。	の業者登録が確認できる状況であったが1社のみの応札結果となった。383号「市営住宅空家維持管理及び空地維持管理除草委託」については、国からの緊急雇用対策の一環で未就労者の雇用を条件とした発注である。設計金額の6割を人件費として当てること、ハローワークに求人募集を行い3名の新規雇用を行うこと等の制約条件があり、環境面の整備を考えると条件としては厳しく1社のみの応札結果となった。 落札率が高かった案件について、339号「八重田配水池螺旋階段塗装工事」は、入札参加のあった6社の内5社が同様の応札額であったもので、現場状況を考えると落札率は高かったが相応であったと考えている。340号「準用河川前沖川河川維持工事」については、新たに井戸を掘る工事であり、専門的な内容の特殊工事ということで高値の応札となったと考えている。349号「中部中学校調整池浚渫工事」については、施工場所の条件が厳しく高値の応札となったものと考えている。409号「下村町公園外都市公園整備工事」につきましては、有効入札者数11社の内、落札業者のみが高値で応札しており、今回の四半期では、この案件のみが以前から言われている最低制限価格制度の不合理性が現れた結果となってしまった。 不調案件の362号「木瀬谷川護岸修繕工事」については、少額であったことと、施工内容が飯高管内の奥の小さな谷川を改修するものであり、現場へ行くまでもに条件的に厳しい内容であったことから入札参加者が無かったものと捉えている。ちなみにこの案件については、施工場所近隣の業者と随意契約をして工事を行ったものである。 予め機械の仕様が定まっており、工場からその機械を運んできて備え付けるのみとい
--	--

○専門的な工事の設計金額は業者からの見積価格をもって作成されると思うが、その金額とこの落札金額の差が大きいことはどういった状況なのか。 ○通常の工事ではこのような訳にはいかないが、このような工場から運んできた機械をつけるだけなら最低制限価格を設定せず、安くても品質上問題ないということか。 ○最低制限価格制度の見直しについての動きはどうなっているのか。	った現場の施工の程度によって品質が左右されない工事内容である場合に、市場の競争性を考え設計金額に一定率を乗じて希望価格を設定して発注しているものである。このような場合、機械を安価に購入できるのであれば、今回のような 60% 台の落札も起こりうることとなる。 会社の経営戦略等、様々な要因があろうと推測するが、最初の見積りで金額を提示していても、いざ入札となればギリギリのところを出してくる場合があるのではないだろうか。そうすると今回のような落札率が発生するものとする。 そのように捉えているが、市内業者に入札参加の可能性がある場合は、経営上の保全といった観点もあり、最低制限価格を設定することとなる。 以前より提案を頂いている平均型で最低制限価格を設定する方法については、研究会及び事務局において継続して検討を重ねているところであるが、落札率が下落するという懸念がどうしても大きい。既にこの方法を導入していた四日市市が H22 年度より同方法を辞め、公契連モデルに変更していたことから話を伺いに行ったところ、H20 年度より導入した平均型最低制限価格制度は、落札価格の下落が止まらず、一時期は 60% 台まで下落したとのことであった。そうすると市内業者では体力的に厳しい状況で市内業者の参加がなくなる程となり、その状況から、市
---	---

○第二清掃工場の関係で大きな工事があると聞くと、それに対して当監視委員会から何かしら意見することはできるのか。	議会からの付託を受けて制度を見直したとこのことを確認したところである。このことから、入札制度を改正して短期間で再度改正を余儀なくされるということは、混乱を招くことから避けるべきであると考えているところであり、慎重に検討を重ねていきたい。 清掃施設に関する有識者等で専門委員会が構成され既に何度か審議もされていると聞いている。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
○市内に森林組合はいくつあるのか ○これらには国とか県からの補助はあるのか。	4 件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 先ず類似する 2 件について説明する。 平成 22 年度森林再生 CO₂ 吸収量確保対策事業業務委託 平成 22 年度森林環境創造事業業務委託（市町タイプ）（松阪飯南森林組合整備計画地域） この二案件は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体において 20 年間の「環境林づくり協定書」等の締結が必要です。森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができないことから、本委託業務の実施においては、20 年間の森林管理に関して森林所有者の同意を得ている当該業者と契約をしなければ業務を遂行できないため随意契約するものである。 一つである。

委員会としての意見 止むを得ないものとする。 ○ 5 人の鑑定士は松阪市内の方ですか。 ○ 金額は 5 人とも一率なのか。 委員会としての意見 止むを得ないものとする。	は県費が 90%、市費が 10%である。 は国費が 50%、県費が 40%、市費が 10%である。 平成 24 年度評価替鑑定委託業務 本案件は、5 人の鑑定士を固定資産鑑定評価員に指名し業務を行うものであります(鑑定士一人あたりの業務量は 200 地点程度とされている。) 鑑定士の選定は 5 人個々に契約を行うと鑑定評価額のバラツキも考えられることから、国公示価格、県地価調査価格、又は相続税路線価との整合性や、市内全域や県内地域間とのバランスを確保し調整する役割を担う当該協会と随意契約を締結するものである。 5 人とも松阪市内の方と聞いている。 一率であり、前回より下がっている。 松阪市庁舎本館耐震改修事業 本案件は、松阪市庁舎本館の耐震改修事業である。プロポーザルを公告したところ、参加申込が 4 企業体からあり、一次審査において、企業の規模、安定性、技術力、耐震改修の実績等について審査の結果、市の要求を満たしており合格とした。4 企業体は、10 月、11 月の間に本館の現地調査、設計図書、耐震報告書等資料の調査分析を行い、企業独自の技術提案、施工計画、施工後の影響、工事費等をまとめ提案書を受理し、12 月 17 日にヒアリングのうえ審査項目に基づき二次審査を実施したところ、当該特定建設工事共同企業体の技術提案が、鉄骨フレームによる外部のみの耐震補強で、市が示した「居ながら工事」「耐震性能」等の条件を満たしており、内部工事がなく、工期が短いこと、金額が安いことなどが評価され、審査項目の
--	---

○企業が提案した工事費に 2 億円もの差があるがどうしてこのような結果になるのか。 ○現在の庁舎は何年の建築か。 委員会としての意見 止むを得ないものとする。	1,000 点満点中、最も総合評価点が高い優秀提案者となった。これらの結果から、本案件については、地方自治法施行令により「契約の性質又は目的に競争入札が適さない場合」に該当するものと考え、随意契約するものがあります。 居ながら工事となっており、内部工事要しないことや工期が短いことなどが要因となっていると考える。 昭和 44 年である。
● 次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 23 年 3 月 28 日(月)の 13:15～とし、抽出委員は吉川委員とする。	